

多世代同居支援事業補助金について

安芸高田市では、子育てや介護等共助の推進及び定住の促進を目指し、転入者が市内において多世代で構成する親族として同居するため、家屋の改修等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。



補助事業の内容

- 1 市内に転入する者からみて3親等以内の親族と、市内で同居するため、その同居する親族の家屋等の住宅を改修する工事
- 2 住宅を改修する工事が市内業者であること
- 3 子育て世帯（18歳未満のお子さんがある家族）については、補助金が増額されます。
- 4 多世代同居住宅の改修費用が200万円以上の場合に限る

補助金額

補助金額 最大100万円

| | 項 目 | 補 助 額 |
|-----|---------------|----------|
| 基本額 | 転入者の子育て世帯 | 80万円 |
| 基本額 | 上記以外の世帯 | 50万円 |
| 加算額 | 子ども1人当たり 10万円 | 限度額 20万円 |

事業の実施方法

交付申請

この補助金を受けようとする方は、次に掲げる書類を添え、工事に着手する10日前までに提出してください。

提出先 安芸高田市役所 建設部住宅政策課
住所：安芸高田市吉田町吉田 791
TEL：0826-47-1202 FAX0826-47-1206

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合は補助金の交付ができませんのでご了承ください。

【提出書類】

- 1 補助金交付申請書
- 2 住民票の写し等
- 3 戸籍の附票
- 4 見積書の写し
- 5 住宅の平面図等
- 6 実施前の施工箇所の写真
- 7 改修工事承諾書（所有者が申請者でない場合）
- 8 多世代同居される皆さんの同意書
- 9 その他市長が必要と認める書類

変更承認申請

事業の内容を変更するときは、変更に係る工事の着工前に、以下の書類を添えて、安芸高田市建設部住宅政策課まで持参してください。

【提出書類】

- 1 変更承認申請書（様式第3号）
- 2 添付書類（交付申請の添付書類のうち、変更部分に係るもの）

申請の取下げ

交付申請を取下げるときは、当該年度の3月末までに以下の書類を添えて、安芸高田市建設部住宅政策課まで持参してください。

【提出書類】

- 1 申請取下届（様式第5号）

完了実績報告

補助事業が完了したときは、以下の書類を添えて、安芸高田市建設部住宅政策課まで持参してください。

受付期間 工事完了の日から30日以内、又は交付決定した年度の3月末日までのいずれか早い日まで

【提出書類】

- 1 実績報告書（様式第6号）
- 2 領収書の写し
- 3 工事完了後の施工箇所の写真
- 4 その他市長が認める書類

補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けましたら、請求書に捺印して安芸高田市建設部住宅政策課へ持参又は郵送してください。

請求書が提出された後、補助金を交付します。

【提出書類】

- 1 請求書（様式第8号）

工事中及び工事完了後の留意点

① 改修工事中内容の確認方法

改修工事の内容が事業の要件に該当していることを確認するため、完了実績報告において、改修工事中の写真を求めることや、現地調査を行う場合があります。

② 改修工事後の善良な管理について

この補助事業を受けて改修工事をしたものについては、補助金交付の日から5年間は、居住者の転居（ただし同居する子は除く）はしてはならない。また、改修住宅を取り壊したり、売却してはならない。

③ 利用者の入居

改修工事の完了の日から三ヶ月以内に入居しなければならない。

④ 交付決定の取消、補助金の返還について

万一、補助金の交付を受けた方が、補助金を他の用途へ使用し、補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件等に基づく市長の処分に違反したときは、交付の決定を取消し、補助金の返還を命じることがあります。

多世代同居支援事業補助金申請の手続きの流れ

